

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平 成 2 6 年 8 月 2 9 日 (金)

杉 並 区 議 会

目 次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 平成27年度予算要望について | 3 |
| 議会運営委員会理事会の会議記録について | 3 |
| 定例会の提案事項について | 3 |
| 決算特別委員会について | |
| (1) 設置・構成について | 4 |
| (2) 正副委員長の選出について | 4 |
| (3) 審査方法・日程・質疑持ち時間について | 4 |
| (4) 委員の席次について | 5 |
| (5) 資料請求について | 6 |
| 議席の一部変更について | 6 |
| 定例会の日程について | 8 |
| 本会議の会議録署名議員について | 10 |
| 本会議の説明員について | 10 |
| 一般質問について | 11 |
| 発言通告について | 11 |
| 意見書の提出について | 12 |
| 議会改革特別委員会からの「プロジェクターの導入に関する意見書」 | 14 |

議会運営委員会理事会記録

| | | |
|---------------|--|--|
| 日 時 | 平成26年8月29日(金) 午前9時58分～午前10時45分 | |
| 場 所 | 第2委員会室 | |
| 出席理事 (5名) | 理事 富本 卓 理事 川原口 宏之 理事 くすやま 美紀 | 理事 脇坂 たつや 理事 小川 宗次郎 |
| 欠席理事 | | |
| 理事以外の 出席議員 | 議長 斉藤 常男 | 副議長 大槻 城一 |
| 出席理事者 | 政策経営部長 牧島 精一 | |
| 事務局職員 | 事務局長 本橋 正敏 議事係長 野澤 雅己 庶務係主査 川原 広 議会法務担当係長 杉原 正朗 | 事務局次長 朝比奈 愛郎 庶務係長 本島 健治 調査係長 福羅 克巳 担当書記 太刀川 修 |

(午前 9時58分 開会)

富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

《平成27年度予算要望について》

富本理事 初めに、平成27年度の予算要望について、理事者から説明がある。

政策経営部長 本日は、理事会の貴重な時間を頂戴しありがとうございます。私からは2つのお願いに上がった。

1点目であるが、平成27年度に向けた予算の会派要望である。各会派からの要望については、9月30日火曜日までに政策経営部財政課に提出をお願いしたい。

2点目である。かねてから改定を検討していた杉並区総合計画、実行計画がこのたび改定案としてまとめ、去る27日水曜日の総務財政委員会にご報告したところだが、今般、全議員の皆様にご説明したい。ついては、その説明の機会を設けていただきたく、お願いする。

なお、この計画案には施設再編整備計画の取り組み項目を反映させているので、計画案の説明の中で、随時、施設再編整備計画についてもご説明したい。

私からは以上である。

富本理事 この件について何かご質問はあるか。 それでは、要望がある場合は、先ほどの話のように、9月30日までに財政課に直接提出いただきたい。

予算要望ということで、議会費について事務局から説明願う。

議会事務局次長 議会費についても、それぞれの会派からご要望があれば、9月30日火曜日までに事務局庶務係まで、何か紙でご提出いただきたい。よろしく願います。

富本理事 こちらも9月30日で、事務局へということなので、期間厳守で両方ともよろしく願います。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

富本理事 それでは、次に移る。議会運営委員会理事会の会議記録であるが、6月13日分、7月1日分の2回分、メールで既にお送りしているが、内容的によろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、ご承認をいただいたので、本日から公開の扱いとする。

《定例会の提案事項について》

富本理事 続いて、定例会の提案事項について、事務局から説明を願う。

議会事務局次長 資料1をごらんいただきたい。資料1が第3回定例会の提案事項一覧である。

条例案件が12件、契約が2件、補正予算が1件、平成25年度の決算認定が5件、専決処分が1件、健全化判断比率が1件、合計22件である。

以上である。

富本理事 これの詳細については、9月1日、議運で理事者から改めて説明がある。

《決算特別委員会について》

(1) 設置・構成について

(2) 正副委員長の選出について

富本理事 続いて、決算特別委員会の説明を願う。

議会事務局次長 まず、設置・構成、正副委員長の選出についてご説明をさせていただきたいが、設置・構成については、例年同様、第3回区議会定例会、今般の定例会に設置することとし、構成員は議員全員とさせていただきたいと考えている。

また、慣例により、委員長については副議長会派から、副委員長については議長会派から選出しているところであるので、それによろしければ、個名を9月9日までに事務局にお知らせいただきたい。

以上である。

富本理事 今説明があったが、例年どおりの対応でよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、そのように決定したいと思う。

あと、我が会派と公明党さんは副正ということで、事務局まで、9月9日までに個名を提出いただきたい。

(3) 審査方法・日程・質疑持ち時間について

富本理事 続いて、決算委員会の審査方法、日程、持ち時間等について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 それでは、お手元の資料2をごらんいただきたい。

例年どおりの形であるが、審査期間については、正副委員長互選、意見開陳、この2日間を除き、実質審議7日間を予定している。持ち時間については、総括・歳入の第1ブロック、そして、歳出を3ブロックに分け、合計4ブロックとし、時間については、第1ブロックについては5分、そのほかの歳出の3ブロックについては6分という形で、

これも例年どおり計算しているところである。この形でいかがか。

富本理事 審査方法、日程、持ち時間、今説明があったが、いかがか。 それでは、ただいまの説明のとおり、この日程で考えていきたいと思うので、ご了解いただいたということでもよろしく願います。

なお、意見開陳についても、余り長くならないように、1会派20分程度でもよろしくご対応いただければということをお願いしておく。

(4) 委員の席次について

富本理事 続いて、決算特別委員会の席次について、会派の異動もあったので、案を改めて作成しているので、事務局から説明を願う。

議会事務局次長 こちらについても、お手元に案として配っているが、案1と案2と2つご用意した。例年のような形ではあるが、会派の構成等々を勘案し、案1については、発言者の控席が、昨年までとは異なり右側になるかなというところである。案2については、例年どおり、発言者の控席を左に置いている形である。この2つあたりでいかがかということでご用意している。

富本理事 こちらについては、きょう午後に非交渉会派の打ち合わせもあるので、今決めたいと思う。

それで、どっちもどっちということだが、我が会派と公明党さんの正副委員長が、幾らここへ座ってないといっても、一応つながってないとおかしいというところがあるので、案1のほうがいいのかという考え方はあるが、民社さん、共産さん、自民、公明、実質座るところは変わらないということなのだが、いかがか。あきも、共産党さんのところに1個できるか、少数さんが入るかであるが。

くすやま理事 うちはどちらでもよい。

富本理事 いつもいろいろご意見がある小川理事はいかがか。

小川理事 意見はないです。

富本理事 では、案1でよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、案1で決定させていただくので、非交渉会派のほうもそちらで調整をいただきたいと思う。

それでは、またこちらも、どこに誰が座るかということ、各会派の個名を9月9日の初日までに事務局にお伝えいただければと思う。また、非交渉会派については事務局で調整願いたいと思う。

(5) 資料請求について

富本理事 続いて、資料請求についての説明を事務局から願う。

議会事務局次長 こちらについては、資料4をごらんいただきたい。

こちらについても、例年どおりであるが、明けて月曜日、議会運営委員会があるので、そちらでご決定いただいた上で、9月1日午後1時から受け付けを開始し、9月10日午後5時を締め切りとさせていただければと考えている。その締め切りをもとにし、ご請求いただいた資料については、先ほどの日程でいくと、実質の決特の審議が10月1日からなので、9月29日にはお渡しできる予定である。

それで、これもいつものお願いということになるが、請求件数が多くなっており、請求が期日の後半に集中している傾向もあるので、できれば早目にご提出いただければと考えている。

また、請求した資料については、目的外の使用はしないという形で、また、これはお願ひになるが、例年、重複の請求とか、以前と同じ資料の請求というか、以前資料として出せないとなったものをまた同じような形で請求されたりしているような事例もかいま見られるので、ご精査の上でご提出いただければと思う。

以上である。

富本理事 るる説明があったが、いつもどおりということであるので、なるべく早い請求を、全部まとまってなくてもいいので、どんどん出していただいたほうが事務局も整理しやすいということなので、ご協力をお願いしたいと思う。

ただ、これは毎回言っているが、もらうのはもうちょっと早くなれないのか。こっちにああしてくれ、こうしてくれもあるのだが、29日にもらって、実質1日から始まると、余り資料を使いこなせないというところもあるので、これは毎回お願いしていて、いろいろな理由でいつもだめなのではと思うが、ちょっとそれはお含みおきいただければと思うので、よろしく願いしたい。

では、協力のほう、よろしく願ひする。

《議席の一部変更について》

富本理事 続いて、議席の一部変更について、事務局から説明を願う。

議会事務局次長 それでは、こちらについては資料5をごらんいただきたい。

議席であるが、資料5の2枚目に（現在）という形でつけているものをまずごらんいただきたい。こちらについては、補欠選挙で当選された3名の議員の席も含めて、7月

1日の理事会でご了承いただいたものである。9月9日の本会議の初日はこの議席ということになるが、会派ごとのまとまりとかいうことを考慮した上では、1枚目のほうにつけている（案）のほうであるが、こういった形にしてはいかがかと考えている。

差はどうなのかということであるが、4番のつかはら議員については、そのままという形である。上保議員が2列目7番の席に上がり、7番にお座りの山田議員が8番、それにより市来議員を10番に変更という形で、また、はなし議員については、43番にご移動いただくような形ではいかがかとということで、きょうは案をご提示させていただいた。ご了承いただければ、本会議初日に議長が本会議で諮った上で、2日目からこの議席という形になるかと考えている。

富本理事 私どもの会派については、お亡くなりになった関さんの席だったのだが、会派の皆さんの了承が得られ、順序的にも、期数、年齢等の考え方をに入れて、ちょうどはなしさんがここへ来るので、こちらということで一応了解は得ている。

それから、つかはらさんに関しては、移動もないということですし、会派の構成上も固まりができていくということで、あとは共産党さんと民社さんのほうの枠組みなのだが、こちらでどうなのかということですが。

くすやま理事 結構です。

小川理事 全然問題ないのだが、7月1日の理事会で確認しているが、ちょっと疑問なのは、例えば、補欠選挙があったときに、初当選後、議席が決定するというのは、通常議決が必要ということですよ、議席番号順というのは。

議会事務局次長 はい。

小川理事 そうすると、7月のときにはちょっと忘れていたのだが、今のこの議席というのは、議決をしていない場合は議長判断ということによろしいのか。

議会事務局次長 そのとおりである。その際には議長が定めるということになっているので、その形である。

小川理事 その確認だけである。

富本理事 では、市来さんの場所もこちらでよろしいか。

小川理事 はい。

富本理事 では、今確認もとれましたが、この（案）ということで、2日目から移動していただくということによろしく願います。

では、異議なしということによろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 よろしければ、（案）のとおり議長から本会議にお諮りいただきたいと思うの

で、よろしく願う。

《定例会の日程について》

富本理事 続いて、定例会の日程についての説明を願う。

議会事務局次長 資料6をごらんいただきたい。日程案を作成させていただいた。

9月9日から開始ということで、枠組みとしては、10月14日までの36日間ではいかがか。9月9日午後1時開会予定という形で、2日目からは午前10時で、16日を中日と考えている。以降、1日1委員会の形で、常任委員会、特別委員会、10月1日からは決算特別委員会の実質審議ということで、計算上、10月10日が意見開陳になろうかと思う。連休を挟むが、10月14日が最終日となり、こちらのほうで議決という形になろうかと思う。

先ほど政経部長からお話があった全員協議会については、一般質問の人数等々との兼ね合いもあるが、9月16日、本会議及び決算特別委員会の正副委員長の互選について、できれば午前中までに終わらせ、午後から全員協議会ができないかと考えているところである。

全員協議会は第3委員会室でと考えており、その兼ね合いというか準備の都合上、翌9月17日の区民生活委員会は第1委員会室という形で考えているところである。

それで、全協のほうの説明もさせていただければと思うが、全協については、資料7をごらんいただきたい。

これは第3委員会室の形であるが、決特等々の席次とは攻守所を変えてというか、反対側のほうに座っていただき、会派ごとで列を割り当てて、その中の席は自由という形で考えているところである。説明員については、まだ現在では確定してないので、資料は20人程度の四角囲みになっているが、もうちょっと増えることになるかと思う。

また、全協の資料については、8月27日に総財で配付された資料、あるいは総財終了後に各議員の皆様にご郵送された資料をお持ちいただきたいと考えている。

また、全員協議会の開催に当たり追加の資料があれば、事前に配付できるように区と調整させていただきたいと考えている。

また、きょう、もし全協について内容までご協議いただけるようであれば、これまでも、基本、質問については一括方式であったので、一括方式でよいか、あるいは再質問まで含めるかという点、あるいは質問時間をどうするかという点、例えば、質問時間を往復15分と考えても、12会派で計算すると、単純計算で180分、3時間ということになるので、その辺までご協議いただければと考えている。

富本理事 今、定例会の日程等々、話があったが、まず、大枠の9月9日から10月14日までの流れ、いつもの流れに、区長再選後であるので、所信表明、代表質問が入る、それから、その後は決算特別委員会、先ほど決めたように入るとのことだが、基本的にこちらの枠組みはよろしいか。では、この枠組みで、また議運のほうで決定をしていきたいと思う。

それから、区民生活委員会が、前日の全協の関係で、ここだけ委員会室が第1委員会室になるということで、よろしく願います。

それから、先ほど全協の話があった。全協の席次についてだが、こちらは資料7、前回もこういう形だったが、こちらでよろしいか。では、誰がどこということは決めないで、会派ごとでこの並びでお座りいただければと思う。なるべく前のほうから詰めてよろしく願いたい。

それから、資料等は先ほど説明があったとおりで、もうポスティングされているそうなので、よろしく願います。

それから、全協の進め方だが、大体、全協の中で区側から改定内容とか施設再編の話に対して説明が三、四十分あるでしょう。ということで、その後、質疑を毎回行っているが、今お話ししたとおり、うちの区議会は会派数が多いので、余り長くなってもいけないし、その後、決算特別委員会や各常任委員会等もあるので、質疑ができる場面がほかにもある。そういう中で、できれば前回と同様な形、一括で質問をして答弁を求めて、大体15分以内に答弁も入れて全て終わるという形をとらせていただければと。これは議長が仕切っていただくことになるのだが、そういうふうな形で大枠を取り決めさせていただければと思うのだが、いかがか。15分以内で終わっても当然いいのだが。

くすやま理事 大枠ということであれば大体……。別に1分1秒まではかるわけじゃないと思うので。

それで、再質問はどうなのか。

富本理事 時間を使っただけなのは構わないと思う。

くすやま理事 時間内だったら、再質問とかそういうのも構わないということで。

富本理事 それは構わない。

ただ、さっき言ったように12会派あるので、1会派1人でよろしく願います。

ほかの会派の方、よろしいですか。では、そのような形で、議長、当日よろしく願います。

小川理事 要するに、1会派往復で15分ということでもいいのか。

富本理事 そうである。

小川理事 あともう1点、本会議場でなくて第3委員会室でやる理由は何があるのか。

議会事務局次長 もともとと言ったら変だが、第3委員会室・第4委員会室、ぶち抜きで、大委員会室という形なのだが、これはもともと全員協議室という形で作られているということもある。まずそれが1つある。

あと、フレキシブルに説明員も増やすというか、計画とかいうことになると、部長だけでなく、一部それにたけている現場の課長が入る必要もあったりするので、こちらの委員会室のほうが使い勝手がいいかなというところがある。

議会事務局長 多分、理事者側の各課長も入るので、本会議場の理事者席ではちょっとおさまり切らないこともあり、こちらのほうでやるというふうに理解していただくとありがたい。

富本理事 地方議会へ行くと、全員協議会室なんていうのがあるのだが、あの委員会室がそうだとすることを初めて知った。そういうことだったのかということであった。それと、当然理事者のほうも、説明の内容が多岐にわたるので、その部分があるということでご了解いただければと思う。

では、ほかはよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、まず日程は確認いただいた。それから、全協についても大枠了解を得たので、よろしく願います。

《本会議の会議録署名議員について》

富本理事 続いて、本会議の会議録署名議員についての説明を願う。

議会事務局次長 今回については、42番横山えみ議員、15番木梨もりよし議員にお願いしたいと思う。

富本理事 これは順番である。横山議員には川原口幹事長のほうからお伝えください。また、木梨議員には事務局から伝えていただきたいと思いますと思うので、よろしく願います。

《本会議の説明員について》

富本理事 続いて、本会議の説明員について願います。

議会事務局次長 今回は決算審査があるので、いつものメンバーにプラス会計課長が入ることになるかと思う。席については、教育のほうで、会計管理室長がいるので、その隣になるかと考えている。

また、先般ご不幸があったが、それに絡み人事異動も理事者のほうであった。土木担

当部長の席については、都市整備部副参事（特命事項担当）の浅井副参事が事務代理となっているので、本会議に出席するということになっている。また、決算特別委員会あるいはそのほかの委員会であるが、交通対策課長については、交通対策係長が課長心得という形になっており、心得であるが、交通対策課長という形で委員会でご説明させていただく形になろうかと考えている。

富本理事 今2点あった。会計課長のほうは毎回の決算ということでご了解いただけたと思う。それから、土木については、そういうことがあり人事異動があって、代理職なものなので、うちの会派でも、どうなるのかという質問があったので、改めて説明いただいた。説明員として座っていただくということですね。ですから、それぞれ代理の方が説明し、答弁に立つということである。よろしいか。では、この件についてはよろしく願います。

《一般質問について》

富本理事 続いて、一般質問について、事務局からの説明を願う。

議会事務局次長 一般質問であるが、9月1日、明けて月曜日であるが、議会運営委員会の中で質問予定者数をお教え願えればと考えている。

一般質問の受け付け期間であるが、これも例年の形であるが、9月1日、議運終了後、午後1時から4日の午後5時までという形になろうかと思う。9月1日午後1時の時点あるいは最終日午後5時の時点であるが、希望者が複数いる場合には、くじ引き等で順番を決めさせていただくことになろうかと思う。

また、これも先ほどと同じような形のお願いで恐縮であるが、通告が最終日に集中する傾向があるので、予定されていたら、なるべく早くご通告いただけるようお願いできればと考えている。

富本理事 毎回同様の流れであるので、よろしく願います。

それから、9月1日の議運でそれぞれの会派の質問者の予定人数をお知らせ願う。それまでに事務局のほう是非交渉会派の確認をお願いする。

《発言通告について》

富本理事 次にいく。発言通告について説明を願う。

議会事務局次長 発言通告であるが、まず9月9日、本会議初日であるが、こちらについては9月5日金曜日の午後5時まで、9月16日火曜日、本会議中日であるが、こちらについては9月11日木曜日の午後5時まで、10月14日が最終日になるが、この日について

は10月9日木曜日の午後5時までになるかと思う。よろしく願います。

富本理事 これもいつもどおりの流れであるので、よろしいか。では、よろしく厳守のほど願います。

《意見書の提出について》

富本理事 それでは、次の話題で、意見書の提出についてである。資料8をごらんいただきたい。

これは私ども自由民主党のほうでやろうということでも話し合っているもので、地方税財源の拡充に関する意見書（案）ということで、案文を読ませていただく。

住民福祉の増進等に責任を負う地方自治体においては、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要がある。

しかし、国は、平成26年度税制改正において、地方法人特別税・地方法人特別譲与税を廃止しないだけでなく、地方の貴重な自主財源である法人住民税の国税化を新たに導入し、消費税率の10パーセントへの引上げ時には、法人住民税の国税化をさらに進めるとした。こうした措置は、地方税財源の拡充につながらず、地方の自立そのものを妨げ、地方分権の流れに逆行するものである。併せて、来年度からは法人実効税率の引下げが予定されており、地方税財政への影響が強く懸念されている。

杉並区には、住民の暮らしや企業活動を支えるため、急激に押し寄せる高齢化への対応や保育所待機児童の解消、高度成長期に全国に先駆けて建設された公共施設の維持・更新、防災力の強化、産業振興対策など、大都市特有の膨大な財政需要が存在しており、税収の多さのみに着目して、財政的に富裕であると断ずることは適当でない。

地方自治体が責任を持って充実した住民サービスを提供していくためには、需要に見合う財源の確保が不可欠であり、地方財政が抱える巨額の財源不足という問題は、限られた地方税財源の中での財政調整では根本的な解決を図ることはできない。

よって、杉並区議会は、国会及び政府に対し、法人実効税率の引下げを行う場合には、国の責任において確実な代替財源を確保するなど、全ての地方自治体の歳入に影響を及ぼさないよう万全の対応を行うとともに、地方税の根本原則をゆがめる地方法人特別税・地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化を直ちに撤廃して地方税として復元し、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 月 日

杉並区議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣

宛て

以上である。

議長、これは議長会でも出していますね。

議長 そうそう。

富本理事 既に議長会でも同じようなもの、区長会もやっている。今の国の税制改正の中でこういう動きが出ており、これは自由民主党の、私どもの中で23区で統一的な行動でやったらどうだということに来ており、それでやっていこうという流れである。

正直、いろいろなお立場があるが、これに関してはそんなに大きな差異はないのかなというふうには感じているが、いきなりきょう提案させていただいたので、文面等いろいろある。それぞれ会派でご検討いただく時間も必要だと思うので、きょうはとりあえず持ち帰りということにさせていただきたいと思う。よろしく願います。

脇坂理事 これは似たような意見書を以前出したことがありますね。いつ出しましたか。

富本理事 1年前だったか。

脇坂理事 では、その案文も、もしあったら会派に渡していただければと思う。

富本理事 では、それぞれの会派に1年前に出した意見書も渡してあげてほしい。よろしく願います。

それと、事務局のほうにも、ほかにも意見書をというような、内容は全然別のものだが、意見書を出したいというような声も聞いている。それから、この意見書の件もあるので、内々の取り決めで、災害対策特別委員会の終了後の午後に、もしそういう件があれば議運関係を開くということになっていたのですが、一応9月25日の災対終了後の午後に理事会を、意見書の件でとりあえず開催をしたいと思う。それまでに、この地方税財源の話については、意見書の内容を確認しておいていただければと思う。それから、それまでに新たな意見書を提出したいという声があるならば、それについては事務局のほうでも対応しておいていただきたいと思うので、よろしく願います。

《議会改革特別委員会からの「プロジェクターの導入に関する意見書」》

富本理事 それでは、次の案件に行く。

続いては、プロジェクターの導入に関して議会改革特別委員会の中で議論がされ、一定まとまったそうである。意見書が提出されている。こちらについての説明をよろしく願います。

議会事務局次長 2定の段階での議会改革特別委員会の最終的な結論という形であり、プロジェクターの導入に関する意見書というものがまとめられた。こちらについて、資料9ということでお手元のほうにもつけている。

内容についてであるが、発言を補完するために資料提示という形で、いわゆるパネルを作成して、発言あるいは質問の際に参考資料ということでご提示される方が昨今いらっしゃるが、その資料提示の1つの手段としてプロジェクターを活用したいというお話である。

すぐということではなくて、将来的には議会のほうでも機器をそろえてもらいたいというふうにしているのだが、当面は区で所有しているプロジェクターなりスクリーンをお借りし、例えば、来年2月の1定で設置されるであろう予算特別委員会の中で試行という形でやってみてはいかがかという内容になっている。

また、資料提示をプロジェクターでやる際にはどういったルールが必要なのかということもご検討いただき、別紙で、これも(案)という形であるが、添付している。この取り扱いのルールについても、そういったやり方でいかがかということで、議会運営委員会のほうで検討してほしいということである。そういった形で、意見書という形で提出されたものである。

この試行の件については、予特の場でやってみたらいかがかという話であり、座席の関係等々あるので、そのレイアウトで、プロジェクター、スクリーン、実際にどうやったら設置できるか、あるいはインターネット中継との兼ね合いもあるので、照明のぐあい、それから、理事者も含めてそれぞれの席からの見え方、そういったものについて、この意見書に基づく試行のやり方を事務局のほうで第3委員会室において確認するような取り扱いでいかがかと考えている。事務局で確認したものについては、また議運のほうにご報告申し上げる、そういった形ではいかがかと考えている。

富本理事 議会改革特別委員会には、こちらの交渉会派の方は必ず委員として入られている。それから、非交渉会派の方も当然何名か入られている中で協議をして、一定のたたき台というか形ができたということで、きょうは報告をさせていただいて、最終決定はこの理事会及び議運の場ですることになると思うが、まず、一応来年の予特をめぐりにや

ったらどうだということなので、今話があったように、実務的な話、機材を借りてきて置いてとか、明るさがどうだとか、その辺は事務局のほうで、まだ期間があるので、本当にどうなのかということのを区の機材を借りながらやっていただくということは、これはよろしいですね。

それからもう1つは、実際にルールを決めなければいけないということで、ルールの案も別紙ということについているが、こういう内容でいいのかということである。原則それぞれの会派からも委員が出られているので、そう大きな変更はないと思うが、最初であるので、いろいろ抜けがある可能性もある。取り決めに関してこれでよろしいかどうかを各会派で確認いただいて最終的に決めたいと思うが、そういう形で進めてよろしいか。では、また各会派で検討していただき、最終的に決めていきたいと思うし、それと並行して事務局のほうで実務的な段取りをお決めいただきたいと思うので、よろしく願います。

では、本日の議題は以上であるが、ほかに何かあるか。

ちょっと僕のほうから。委員会室のマイクは直ったのか。あれはどうなったのか。

議会事務局次長 第3委員会室の話ですね。直ったというか、あそこについては工事等は入ってないが、調整は入れているので、第3委員会室のほうは大丈夫である。

富本理事 大丈夫なのだが、結構耐用年数はあっちも来ているのでしょうか。本会議場、この前いろいろあり直しましたが、あそこも何回かぐあいが悪くなったりしたこともあったので、プロジェクター云々言う前に、音響が悪くなるとあれなので。

議会事務局次長 来年は多分予算をつけてもらえるのではないかなということで期待はしている。

富本理事 わかった。

議会事務局次長 私のほうから、政務活動費関係のことで2点ほどお願いをさせていただければと思う。

まず、平成26年度、今年度の政務活動費の関係書類である。4月から帳簿づけ、領収書の整理等々していただいていることかと思うが、いろいろとこれまでの経緯の中で、10月と1月と4月と、最終的な提出の手前で年3回、関係書類の確認をさせていただければという形をお願いしているところ、あるいは調査検討委員会のほうでもやっただいていところであるので、「事務処理について」というマニュアルに基づき、第1回目の締め切りとして、10月17日あたりまでに一度事務局にご提出いただければと考えている。10月であるが、8月分まで、あるいはその手前まででも結構である。また来年になると選挙が予定されているので、そういった書類の提出というか整理についても、

例年より早目にご準備いただくようお願いしたいと考えている。

もう1点、政務活動費絡みであるが、平成25年度の政務活動費の収支報告等々の書類をこの4月にご提出いただいたところであるが、こちらについては、これも例年のとおりと言ったらあれだが、7月23日付で、領収書について情報公開請求が提出されている。領収書等々は個人情報などがあるということで、マスキング等の作業を私どものほうでする関係で、請求者のほうと8月いっぱいぐらいまではお時間をいただきたいということで調整をし、この週明け、9月2日には情報公開請求に基づき公開することでお話しているところである。9月2日から公開することとさせていただきたいと思っている。

この2つの点であるが、お願いしたいと思う。

富本理事 書類については、いつものチェックの時期が来ているということであるので、よろしく願います。来年、選挙もあるので、皆さんもお忙しいと思う。早目に進められたほうが何かとよろしいかなと思う。

議会事務局長 私のほうから、情報提供というかお願いである、3つほど。

1つは、きのうも23区の議会の局長が集まる会があった。その局長会でも、あるいはその上の23区の議長会でも、この政務活動費のマスコミの取り上げや取材についている話題になっていると思っているので、各区、若干温度差はあるが、どこも危機感というか、しっかりやっ払いこうというような流れになっていると聞いている。

また、今申したとおり、来週から25年度の領収書等の証拠書類がオープンになるので、議会事務局のカウンターの前にああいう光景ができるかと思うが、これについては、チェックをした後、当然ある目的を持ってチェックしているので、来年選挙もあるので、そんな感じで行われるかと思っている。

3点目は、23区全体の政務活動費のルールを見ても、杉並の場合はしっかりしているほうだと思っている。であるからあとは、生意気なようであるが、そのルールどおりに、あるいは期限までに出して、私どもがチェックできる時間もとっていただくように、そういった意味での、提出に関しては時間厳守でできればお願いしたいと思っているので、ご協力方、どうかよろしく願います。

富本理事 私のほうから事務局にもお頼みしたが、号泣県議さんとか、いろいろ出ましたが、地方議会、最近余りいい話を聞かないわけである。いわゆる区民からの問い合わせとか、よくあるが、あの辺はどういう状況か、この夏。

議会事務局次長 概略であるが、いろいろと話題になっているので、問い合わせは増えているのかなというところである。具体的には、裁判所のほうにという話もあったので、そういった話もあわせ、問い合わせ、要望、苦情あるいはマスコミからの取材も含めて、

件数としては20件程度、この夏以降来ている。多いのはマスコミで、大手の新聞、NHK、TBSというところから、これは全件が電話取材というふうに認識していますが...

...

富本理事 それはいわゆるシステムを聞くということか。

議会事務局次長 そうです。システム、こういった形でやっていますかとか、あるいは収支報告書をホームページで公開していますかとか、私どもは持っているが、第三者機関を持っていますかとか、そういったことである。もちろん、領収書を添付していますか、そういったことも含めて取材があった、あるいは問い合わせがあったということである。もちろん、オンブズ等の関係者の方については、もうちょっと突っ込んだ要望なり苦情なりは寄せられているところである。

富本理事 そういう状況だそうである。どちらにしても、例の問題があってからいろいろと言われている中であるので、きちっとした対応を、それからなるべく早目の対応をよろしく願います次第である。

この件について、何かご質問やご意見等あるか。 では、特段ないようなので、よろしく願います。

それでは、本日の議会運営委員会理事会はこれにて閉会する。

(午前10時45分 閉会)